

けんぽニュース

1. 先日ご提出いただいた「算定基礎届」をもとに標準報酬月額決定通知書を同封しています。
従業員の皆様の健康保険料は、本年9月分より本決定額が基礎になりますので、ご確認いただき大切に保管ください。(なお7月、8月より変更の、別途月額変更届を提出されている方は記載されていません。それぞれの決定通知をご確認ください。)
2. **被扶養者の現況調査の実施について**
当健康保険組合では健康保険法施行規則に基づき、既に認定されている被扶養者について資格の確認調査(検認)を毎年実施しています。確認調査にかかる「被扶養者現況調査」を9月下旬頃各事業所様に送付させていただきますので、ご協力お願いいたします。
なお、本年も原則添付書類なしの簡易的な調査とさせていただきます(提出期限10月20日(金)必着)
3. 賞与を支給された事業所様は、「賞与支払届」を必ずご提出下さい。
4. 「資格取得届」及び「被扶養者異動届」については必ずマイナンバーの届出をお願いいたします。
(マイナンバーの届出用紙はホームページの用紙ダウンロードをご利用下さい。)
5. 毎日暑い日が続きますが、避暑を兼ねて家族や職場の皆さんと海遊館はいかがですか。
健保組合が一部料金を負担しますのでとてもお得に入場できます。
例:おとな2名、こども2名の場合 通常 7,000円が4,200円で入場できます。
(但し、利用は当組合の本人・家族(被扶養者)であることが条件です)
《利用方法》「けんぽだより2017年春号」及び「当健康保険組合ホームページ」にチケット引き換え券を掲載しております。(健保組合に事前に申請する必要はありません)



本屋敷(もとやしぎ)
保健師からのひとこと
アドバイス

～健診後の受診勧奨で使用できる資料を配布しています～

暦の上では早くも残暑ということですが、まだまだ体感的には真夏の厳しさが続きますね。従業員の皆様の体調管理においても、事業主様、ご担当者様のご苦勞の絶えない日々かと存じます。

さて、先に実施いたしました算定基礎届の説明会等で、「**健診後に必要な人には事業主より、受診勧奨をすることが必要です(安全配慮義務)**」というお話をさせていただきました。

しかし実際のところ「どうやればいいのかよくわからない」という事業所様が多いのではないかと思います。

そこで、受診勧奨の時にご使用いただける資料を作成しました(特定保健指導や重症化予防でも使用する資料の一部です)。資料の活用をお考えの事業所様にはメールにてファイルを送付いたします。

※必要な枚数をファイルよりプリントアウトしご利用ください。

ご希望の際は oskdknp@gmail.com までメールにてご連絡ください。

お電話での受付はできかねますので、よろしく申し上げます。

(ホームページへの掲載は考えておりません。ご了承ください。)

❖従業員の皆様の健康管理で気になっている、困っていること等ございましたらお気軽に

健保・本屋敷までご連絡ください。(本屋敷出勤日時 水・木・金 10時～17時)

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。(ホームページもご利用下さい。)